

## 5. 外板価値減点並びに修復歴（未修理車を含む）減点

### 1) 外板価値減点

- ①ネジ止め外板で連続する複数パネルの交換を要するもの又は交換跡のあるものは、商品価値の下落が見込まれるので、表に基づき外板価値減点①を適用する。
- ②リヤフェンダ、リヤエンドパネル等溶接止め外板の交換を要するもの又は交換跡のあるものは、商品価値の下落が見込まれるので、表に基づき外板価値減点②を適用する。

### 2) 修復歴（未修理車を含む）減点

交通事故やその他の災害により、自動車の骨格等に欠陥を生じたもの又は、その修復歴のあるものは商品価値の下落が見込まれるので、表に基づき修復歴減点を適用する。

### 3) ランクの設定

各ランクは、同一部（車両の前部、側面、後部）ではCランクにはBランクを含み、BランクにはAランクを含み、Aランクには外板価値減点を含むというように、重いランクには軽いランクを含んで設定している。

#### (1) 乗用車系（3、5、7、8ナンバー）

区分	ランク	箇所	適用係数	みなし修理費							
				特C	特B	特A	I	II	III	IV	軽
外板価値減点	①	連続するネジ止め外板（交換）	0.6	600	480	440	400	350	300	240	240
	②	フロントパネル交換 ラジエーターコアサポート交換（溶接） ボディサイドシル交換 ステップ交換 サイドパネル交換 リヤフェンダ交換 リヤエンドパネル交換	0.8	750	660	590	530	450	370	280	280
修復歴減点	A	クロスメンバー フロントフロア インサイドパネル ピラー ルーフパネル単体交換 トランクフロア リヤフロア リヤサイドメンバー	1.0	1300	1050	900	750	650	500	400	400
	B	フロントサイドメンバー ピラー交換 ルーフ（ピラーから） リヤサイドメンバー交換	1.3	2500	2100	1800	1350	1100	850	650	650
	C	フレーム フロア フロアサイドメンバー ダッシュパネル	1.5	5350	3500	2500	1950	1550	1300	1050	1050

#### (2)トラック系（1、4、8ナンバー）

区分	ランク	箇所	適用係数	みなし修理費				
				I	II	III	IV	軽
外板価値減点	①	連続するネジ止め外板（交換）	0.6	230	170	120	100	100
	②	フロントパネル交換 ラジエーターコアサポート交換（溶接） ボディサイドシル交換 ステップ交換 サイドパネル交換 キャブバックパネル交換 リヤコーナーパネル交換 リヤフェンダ交換 リヤエンドパネル交換	0.8	260	200	150	120	120
修復歴減点	A	クロスメンバー フロントフロア インサイドパネル ピラー ルーフパネル単体交換 トランクフロア リヤフロア リヤサイドメンバー	0.9	400	350	300	250	250
	B	フロントサイドメンバー ピラー交換 ルーフ（ピラーから） リヤサイドメンバー交換	1.0	550	500	400	350	350
	C	フレーム フロア フロアサイドメンバー ダッシュパネル	1.2	850	700	600	550	550

## (3) 輸入車・乗用車系 (3、5、7、8ナンバー)

区分	ランク	箇所	適用係数	みなし修理費						
				特	I	II	III	IV	V	VI
外板 価値減点	①	連続するネジ止め外板 (交換)	0.6	2100	1080	900	720	510	390	300
	②	フロントパネル交換 ラジエーターコアサポート交換 (溶接) ボデーサイドシル交換 ステップ交換 サイドパネル交換 リヤフェンダ交換 リヤエンドパネル交換	0.8	2600	1330	1100	890	630	480	370
修復 歴減点	A	クロスメンバー フロントフロア インサイドパネル ピラー ルーフパネル単体交換 トランクフロア リヤフロア リヤサイドメンバー	1.0	3500	1800	1500	1200	850	650	500
	B	フロントサイドメンバー ピラー交換 ルーフ (ピラーから) リヤサイドメンバー交換	1.3	5950	3050	2550	2050	1450	1100	850
	C	フレーム フロア フロアサイドメンバー ダッシュパネル	1.5	9100	4700	3900	3100	2200	1700	1300

## 細則

## 1. 修理概算額

## 1) 修理済車

みなし修理費とする。但し、修理明細書のある場合は、明細書の金額 (消費税除く) からタイヤ・ホイール、エアバッグ等の費用及び修理に直接関係のない費用を除いた額とすることができる。

## 2) 未修理車

見積書の金額 (消費税除く) からタイヤ・ホイール、エアバッグ等の費用及び修理に直接関係のない費用を除いた額とする。但し、特例として「みなし修理費」とすることもできる。

## 2. 修理済車、未修理車共通

- 1) 交換跡・修理跡のある箇所又は修理・交換を要する箇所により、ランク・係数を定める。
- 2) 同一部 (車両の前部・側面・後部) に重複している場合は、重いランク・係数を適用する。
- 3) 車両の他の部に離れて、外板価値減点、修復歴減点を要する場合、それぞれの修理概算額を合算し、ランク・係数はいずれか重い方を適用する。
- 4) 修理度合いの悪いものは、修復歴 (外板価値) 減点と再修理減点を適用する。
- 5) 外板価値減点及び修復歴減点をとったときは同種の修理跡について、他に価値減点をとってはならない。

## 3. 減点の算出方法

$$\sqrt{\text{基本価格} \times \text{修理概算額}} \div 4.8 \times \text{係数} = \text{減点点数}$$

(小数点以下第一位四捨五入)

## 4. 骨格部位で修復歴とならないものの取扱い

- 1) 原則として外板価値減点②を適用する (クランプ跡のみを含む)。
- 2) ピラー、ルーフの現状凹みは、面積により板金修理とする。
- 3) 突き上げによる車底部の現状凹みは、面積により板金修理とし板金減点 (大) (50点) を上限とする。
- 4) 「小さな損傷」は、修理減点、価値減点10点又は外板価値減点②を適用する。